

千代田町耐震改修促進計画 概要版

なぜ今、建物の耐震化が必要なのか

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、新耐震基準導入以降に比べて、それ以前（旧耐震基準）に建てられた木造住宅の被害率が大きかったと報告されています。この傾向は、新潟県中越地震（平成16年）や熊本地震（平成28年）においても顕著でした。

こうした経験から、大規模地震による被害を減少させるため、新耐震基準が導入される以前（昭和55年）の耐震性が不十分な住宅・建築物の耐震性の向上《耐震化》が求められています。



写真：熊本地震による家屋倒壊

千代田町でも大きな地震が発生する恐れが！

群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のある地震として3つの地震が想定されています。

そのうち、千代田町に最も大きな被害をもたらす地震は「**関東平野北西縁断層帯主部による地震**」です。

● 関東平野北西縁断層帯主部による地震

- 太田断層による地震
- 片品川左岸断層による地震

関東平野北西縁断層帯主部地震による被害想定 (M8.1)

		群馬県	千代田町
人的被害	死者	3,133人	7人
	重傷者	3,340人	6人
	避難者	543,589人	4,917人
物的被害	建物 (全壊・半壊)	192,361棟	1,080棟
	出火	27件	0件
	焼火	1,412棟	0棟

千代田町耐震改修促進計画の改定

千代田町では、今後予想されている南海トラフ地震や首都直下地震などから町民の生命や財産を守るためには、住宅・建築物を壊れないようにすること《耐震化》が有効かつ効果的であり、継続的に取り組む必要があることから、「千代田町耐震改修促進計画」を改定しました。

1 計画期間

令和3年度
～令和7年度

2 耐震化する建物



住宅

- ・戸建住宅
- ・共同住宅



特定建築物

- ・多数の者が利用する建築物
- ・危険物を取り扱う建築物

※特定建築物：特定既存耐震不適格建築物等の要件に定められた用途及び規模に該当する建築物

3 目標耐震化率

【令和2年度】

【令和7年度】

住宅

75%

85%

特定建築物

96%

100%

4 大地震に備えた千代田町の取り組み

〔周知、啓発活動〕

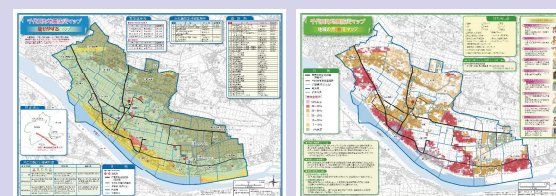
町民の皆さんに様々な機会と手段を用いて耐震化の必要性について周知、啓発を図ります。

- ・広報誌や窓口でのリーフレット配布
- ・インターネットでの情報提供
- ・地震防災マップの配布
- ・防災訓練等のイベント時における情報提供
- ・自治会と連携した活動

地震防災マップの配布

▼揺れやすさマップ

▼地域の危険度マップ



防災訓練等のイベント時における情報提供
(避難訓練時の地震体験)



©CHIYODA TOWN

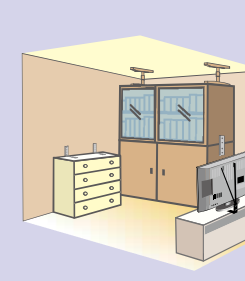
〔総合的な安全対策の周知〕

町民の皆さんに日常生活において想定される様々な危険性について周知を図ります。

- ・天井等の落下物への安全対策
- ・エレベーター・エスカレーターの防災対策
- ・ガラスや屋外看板等の落下防止
- ・ブロック塀等の倒壊防止
- ・家具の転倒防止

ガラスや屋外看板等の
落下防止

家具の転倒防止



〔耐震化への支援〕

建築物の耐震化に対する建築物所有者等の経済的な負担を軽減するための支援を行います。

【木造住宅耐震診断者派遣事業】

昭和56年5月31日以前に着工し、在来軸組工法で建築した地上2階以下の住宅が対象です。木造住宅耐震診断調査資格者による耐震診断を実施します。

【木造住宅耐震改修費補助事業】

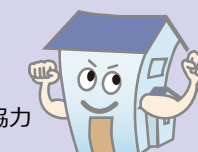
耐震診断の結果、倒壊の可能性がある、または高いと判断された住宅が対象です。精密診断、耐震補強設計及び耐震補強工事に要する費用の2分の1以内(限度額80万円)を助成します。



〔その他の取り組み〕

防災拠点となる公共建築物や避難路沿道の建築物に関する積極的な耐震化、耐震化を促進するための環境整備に取り組みます。

- ・公共建築物の耐震化の情報開示
- ・避難路沿道にある建築物の耐震化の促進
- ・相談窓口の設置
- ・耐震診断技術者の育成等の協力



相談窓口



千代田町役場 都市整備課

TEL: 0276-86-2111 (代表)

FAX: 0276-86-4591

HP <http://www.town.chiyoda.gunma.jp>

お気軽に
ご相談ください



©CHIYODA TOWN